

平成21年12月25日

第2142号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(575・水産漁港課)……………1
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(576・流通貿易課)……………3
- 証紙売りさばき人の指定(577・会計管財課)……………4
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(578・会計管財課)……………4
- 開発行為に関する工事の完了(579・北秋田地域振興局建設部)……………5
- 地方卸売市場の廃止の許可(580・仙北地域振興局農林部)……………5
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出(581・仙北地域振興局農林部)……………5

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………5

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書(196)……………6
- 政治団体の設立の届出(197)……………7
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(198)……………8
- 政治団体の解散の届出(199)……………8
- 政治団体の収支に関する報告書(200)……………9
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(201)……………11

人事委員会規則

- 人事委員会規則七一二(給料の調整額)の一部を改正する規則……………11
- 人事委員会規則七一七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………11

告 示

秋田県告示第575号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

- 2 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- 3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海

洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- 4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成22年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

1 平成21年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら
平成21年4月から平成22年3月まで 若干
- (2) まあじ
平成21年1月から12月まで 若干
- (3) ずわいがに
平成21年7月から平成22年6月まで 23トン

2 平成22年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら
平成22年4月から平成23年3月まで (注) トン
 - (2) まあじ
平成22年1月から12月まで 若干
 - (3) ずわいがに
平成22年7月から平成23年6月まで (注) トン
- (注) すけとうだら及びずわいがにの漁獲可能量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

2 まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

3 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第二種特定 海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------|
| まがれい | 小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業) | 秋田県地先水面 | 平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで | 651 |
| | かれい固定式刺し網漁業 | 秋田県地先水面(ただし、第 2種共同漁業権水域を除く) | 平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで | 3,099 |

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第二種特定 海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------|
| まがれい | 小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業) | 秋田県地先水面 | 平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで | 651 |
| | かれい固定式刺し網漁業 | 秋田県地先水面(ただし、第 2種共同漁業権水域を除く) | 平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで | 3,099 |

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁業(第2種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第576号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ本荘中央店
由利本荘市岩渕下21外
- (3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

五か所

イ 変更後

六か所

(4) 変更する年月日

平成21年12月4日

(5) 変更する理由

道路拡幅工事のため

2 届出年月日

平成21年12月3日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

県庁第二庁舎1階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成21年12月25日から平成22年4月25日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業経済労働部流通貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田県告示第577号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき場所 | 指定年月日 |
|------------------------------|------------------------------|-------------|
| 横手市杉目字街道下87番地7 有限会社横手城北産業 | 横手市杉目字街道下87番地7 横手モータースクール | 平成21年12月16日 |

秋田県告示第578号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 売りさばき人の事務所の所在地及び名称 | |
|---------------------|---------------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 |
| 売りさばき人の住所 | |
| 仙北郡美郷町六郷字上町21番地 | 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 |
| 売りさばき場所 | |
| 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 | 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 |

(美郷町役場千畑庁舎) 住民生活課

美郷町役場

秋田県告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成21年9月15日付け指令北建-1590で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北秋田市綴子字胡桃館78番地2
有限会社 松橋商事
代表取締役 松 橋 富次郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
北秋田市脇神字平崎川戸沼86番2、87番11、89番1、89番4、144番

秋田県告示第580号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71条）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 名称 | 開設者氏名 | 所在地 | 取扱品目 | 廃止許可年月日 |
|--------------|---------------|-----------------|------|-------------|
| 株式会社角館地方卸売市場 | 代表取締役 太 田 忠 泰 | 仙北市角館町雲然山崎142-3 | 水産物 | 平成21年12月14日 |

秋田県告示第581号

秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71号）第8条の規定により、次のとおり卸売業務を廃止する旨の届出があったので、同条例第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 卸売業者氏名 | 卸売業務を行っていた地方卸売市場 | | 取扱品目 | 廃止許可年月日 |
|---------------|------------------|-----------------|------|------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 代表取締役 太 田 忠 泰 | 株式会社角館地方卸売市場 | 仙北市角館町雲然山崎142-3 | 水産物 | 平成21年12月8日 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律195号）第18号第16項の規定により、大仙市松倉堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
大仙市神宮寺字神宮寺308番地 高 橋 新 亮
〃 〃 字神宮寺193番地 齊 藤 泰 幸
〃 〃 字蒲57番地 佐 藤 兼 正
〃 〃 字大坪82番地 今 野 広 一
〃 〃 字八石72番地 藤 井 辰 雄

| | |
|--------------------|---------|
| 大仙市神宮寺字留井谷地東入175番地 | 黒 川 重 一 |
| 〃 〃 字上高野34番地 | 板 垣 勝 郎 |
| 〃 北橋岡字戸月8番地 | 菅 原 哲 男 |
| 〃 〃 字北橋岡1番地 | 鈴 木 和 栄 |
| 〃 〃 字高花33番地 | 武 藤 清 |
| 〃 松倉字松倉150番地1 | 小 松 一 之 |
| 〃 花館字間倉260番地3 | 三 浦 肇 |
| 2 就任理事の住所及び氏名 | |
| 大仙市神宮寺字神宮寺308番地 | 高 橋 新 亮 |
| 〃 〃 字神宮寺193番地 | 齊 藤 泰 幸 |
| 〃 〃 字蒲57番地 | 佐 藤 兼 正 |
| 〃 〃 字大坪82番地 | 今 野 広 一 |
| 〃 〃 字八石72番地 | 藤 井 辰 雄 |
| 〃 〃 字留井谷地東入175番地 | 黒 川 重 一 |
| 〃 〃 字上高野34番地 | 板 垣 勝 郎 |
| 〃 北橋岡字戸月8番地 | 菅 原 哲 男 |
| 〃 〃 字高花33番地 | 武 藤 清 |
| 〃 〃 字北橋岡1817番地 | 石 山 金 悦 |
| 〃 松倉字松倉150番地1 | 小 松 一 之 |
| 〃 花館字間倉260番地3 | 三 浦 肇 |
| 3 退任監事の住所及び氏名 | |
| 大仙市神宮寺字福島12番地 | 富 樫 晃 宏 |
| 〃 四ツ屋字砂崎20番地 | 三 浦 慶 彦 |
| 〃 北橋岡字北橋岡1817番地 | 石 山 金 悦 |
| 4 就任監事の住所及び氏名 | |
| 大仙市神宮寺字福島12番地 | 富 樫 晃 宏 |
| 〃 四ツ屋字砂崎20番地 | 三 浦 慶 彦 |
| 〃 北橋岡字町頭19番地 | 小 林 誠 |

選挙管理委員会告示

秋選管告示第196号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成21年10月25日執行の秋田県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成21年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年10月25日執行 秋田県議会議員補欠選挙仙北市選挙区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 6,067,300円
- 3 報告書の要旨

| | | | | |
|---------|---------|------|-------|------------------------------|
| 候補者氏名 | 太 田 芳 文 | 所属党派 | 無 所 属 | 期 間 9月18日から 10月30日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 加賀谷 宏 一 | | | |

| | | |
|----------|----------|---------|
| 収 入 | 支 出 | 円 |
| 主たる寄附 | 人 件 費 | 315,000 |
| (氏名・団体名) | 家 屋 費 | 72,000 |
| (職 業) | (選挙事務所費) | 72,000 |
| (寄附額) 円 | 通 信 費 | 80,000 |
| | 印 刷 費 | 307,650 |

| | | | |
|--------|-----------|-------|-----------|
| その他の収入 | 1,600,000 | 広 告 費 | 713,500 |
| 今 回 計 | 1,600,000 | 食 糧 費 | 230,534 |
| 総 計 | 1,600,000 | 雑 費 | 113,727 |
| | | 今 回 計 | 1,832,411 |
| | | 総 計 | 1,832,411 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 307,650円 |
| | 計 | 307,650円 |

| | |
|-----------------|-------------------|
| 報 告 書 受 理 年 月 日 | 平成21年11月9日 第1回報告分 |
|-----------------|-------------------|

| | | | | |
|---------------|---------|---------|-------|-----------------------------|
| 候 補 者 氏 名 | 佐 藤 雄 孝 | 所 属 党 派 | 無 所 属 | 期 間 10月1日から 11月6日まで 第1回分 |
| 出 納 責 任 者 氏 名 | 藤 村 春 之 | | | |

| | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 収 入 | | 支 出 | 円 |
| 主たる寄附 | | 人 件 費 | 587,000 |
| (氏名・団体名) | (職 業) | 家 屋 費 | 469,816 |
| | (寄附額) 円 | (選挙事務所費) | 469,816 |
| | | 通 信 費 | 42,867 |
| | | 印 刷 費 | 775,528 |
| | | 広 告 費 | 858,900 |
| | | 文 具 費 | 46,684 |
| | | 食 糧 費 | 15,089 |
| その他の収入 | 2,873,000 | 雑 費 | 76,486 |
| 今 回 計 | 2,873,000 | 今 回 計 | 2,872,370 |
| 総 計 | 2,873,000 | 総 計 | 2,872,370 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 775,488円 |
| | 計 | 775,488円 |

| | |
|-----------------|-------------------|
| 報 告 書 受 理 年 月 日 | 平成21年11月6日 第1回報告分 |
|-----------------|-------------------|

秋選管告示第197号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成21年11月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------------|---------|---------|-----------------|-------------|
| 自由民主党秋田県北秋田 市・郡第三支部 | 近 藤 健一郎 | 楢 岡 武 彦 | 北秋田市米内沢字上強瀬53-2 | 平成21年11月11日 |

ロ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種 類 | 届出年月日 |
|-------------------|-------|---------|----------------|--------|-------------|
| 民主党秋田県参議院選挙区第2総支部 | 鈴木陽悦 | 京野康則 | 秋田市將軍野南二丁目3-34 | 参議院議員 | 平成21年11月16日 |

2 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|-------|---------|--------------------|-------------|
| 西村武後援会 | 原田稔 | 目黒幹子 | 潟上市天王字松淵521-2 | 平成21年11月20日 |
| 菅原りえ子後援会 | 菅原理恵子 | 菅原勉 | 潟上市昭和久保字北野蓮沼前山95-4 | 平成21年11月26日 |

秋選管告示第198号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成21年11月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

1 政党

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|------------------|-------|--------|------|-------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党秋田県石油政治連盟支部 | 会計責任者 | 加賀谷 誠一 | 斉藤 彰 | 平成21年11月19日 |

2 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|----------------|------------|------------|-----------|-------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 秋田県トライ政策研究会 | 代表者 | 田口正信 | 宇佐美 豊 | 平成21年11月5日 |
| | 会計責任者 | 田口正信 | 宇佐美 豊 | |
| 五十嵐忠悦後援会 | 会計責任者 | 内田一之 | 大石勝征 | 平成21年11月18日 |
| みんなでつくる10万市民の会 | 主たる事務所の所在地 | 横手市神明町5-22 | 横手市横山町2-9 | 平成21年11月18日 |
| 秋田県石油政治連盟 | 会計責任者 | 加賀谷 誠一 | 斉藤 彰 | 平成21年11月19日 |
| くまがい重隆後援会 | 代表者 | 名古屋 昇 | 金正治 | 平成21年11月20日 |
| 野呂田芳成後援会 | 会計責任者 | 石戸谷 英樹 | 村井久繁 | 平成21年11月27日 |

秋選管告示第199号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成21年11月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 高和会 | 砂 原 和 文 | 平成21年9月30日 | 平成21年11月5日 |
| 税理士による野呂田芳成後援会 | 山 條 明 | 平成21年11月10日 | 平成21年11月13日 |
| 西村武後援会 | 原 田 稔 | 平成20年3月31日 | 平成21年11月20日 |
| 村木繁夫後援会 | 村 木 久 恵 | 平成21年11月1日 | 平成21年11月24日 |
| 税理士による野呂田芳成大館後援会 | 浅 利 宏 | 平成21年10月31日 | 平成21年11月24日 |
| 佐々木昌志後援会 | 菅 原 次 郎 | 平成21年10月31日 | 平成21年11月26日 |
| 佐藤修助後援会 | 後 藤 久 美 | 平成21年11月22日 | 平成21年11月27日 |
| 野呂田芳成後援会 | 田 川 政 幸 | 平成21年10月31日 | 平成21年11月27日 |

秋選管告示第200号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成21年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 **高和会**（平成21年分）

報告年月日 平成21年11月5日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

1,793,815円

前年からの繰越額

1,814円

本年の収入額

1,792,001円

(イ) 支出総額

1,792,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

1,792,000円

個人からの寄附

1,792,000円

高松倫子

1,500,000円

高松和夫

292,000円

その他の収入

1円

合 計

1,792,001円

(イ) 支出の内訳

政治活動費

1,792,000円

寄附・交付金

1,792,000円

合 計

1,792,000円

政治団体の名称 **税理士による野呂田芳成後援会**（平成21年分）

報告年月日 平成21年11月13日

| | |
|------------|---------|
| ア 収入・支出の総額 | |
| (ア) 収入総額 | 96,209円 |
| 前年からの繰越額 | 26,167円 |
| 本年の収入額 | 70,042円 |
| (イ) 支出総額 | 36,000円 |
| イ 収入・支出の内訳 | |
| (ア) 収入の内訳 | |
| 寄附 | 70,000円 |
| 政治団体からの寄附 | 70,000円 |
| 秋田県税理士政治連盟 | 70,000円 |
| その他の収入 | 42円 |
| 合 計 | 70,042円 |
| (イ) 支出の内訳 | |
| 経常経費 | 36,000円 |
| 事務所費 | 36,000円 |
| 合 計 | 36,000円 |

政治団体の名称 村木繁夫後援会 (平成21年分)

報告年月日 平成21年11月24日

| | |
|---------------|----------|
| ア 収入・支出の総額 | |
| (ア) 収入総額 | 167,691円 |
| 前年からの繰越額 | 19,616円 |
| 本年の収入額 | 148,075円 |
| (イ) 支出総額 | 167,691円 |
| イ 収入・支出の内訳 | |
| (ア) 収入の内訳 | |
| 個人の負担する党費又は会費 | 131,000円 |
| 員数 | 131人 |
| 寄附 | 17,075円 |
| 個人からの寄附 | 17,075円 |
| 合 計 | 148,075円 |
| (イ) 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 167,691円 |
| 組織活動費 | 167,691円 |
| 合 計 | 167,691円 |

政治団体の名称 野呂田芳成後援会 (平成21年分)

報告年月日 平成21年11月27日

| | |
|------------|-------------|
| ア 収入・支出の総額 | |
| (ア) 収入総額 | 31,411,848円 |
| 前年からの繰越額 | 1,211,511円 |
| 本年の収入額 | 30,200,337円 |
| (イ) 支出総額 | 31,411,848円 |
| イ 収入・支出の内訳 | |
| (ア) 収入の内訳 | |
| 寄附 | 30,200,000円 |
| 政治団体からの寄附 | 30,200,000円 |
| 金田勝年後援会 | 30,200,000円 |
| その他の収入 | 337円 |
| 合 計 | 30,200,337円 |
| (イ) 支出の内訳 | |
| 経常経費 | 30,944,361円 |
| 人件費 | 25,334,057円 |
| 光熱水費 | 862,819円 |
| 備品・消耗品費 | 1,835,713円 |

| | |
|-------|--------------------|
| 事務所費 | 2,911,772円 |
| 政治活動費 | 467,487円 |
| 組織活動費 | 467,487円 |
| 合 計 | <u>31,411,848円</u> |

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|--------------------------|-------------|
| 西村武後援会(平成18,19,20年分) | 平成21年11月20日 |
| 税理士による野呂田芳成大館後援会(平成21年分) | 平成21年11月24日 |
| 佐々木昌志後援会(平成21年分) | 平成21年11月26日 |
| 佐藤修助後援会(平成21年分) | 平成21年11月27日 |

秋選管告示第201号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資 金 管 理 団 体 | | | 届出年月日 |
|------------------|---------|-------------|---------------------|---------|-------------|
| | | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | |
| 菅 原 理恵子 | 潟上市議会議員 | 菅原りえ子後援会 | 潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山95-4 | 菅 原 理恵子 | 平成21年11月26日 |

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七一一(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一直学校の項から養護学校の項までの規定中「二」を「一・五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一一七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七一一七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

規則七一一七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける職員

| 職員の 区 分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|--|----------------|--------|-------|--------|--------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 | 1号給から4号給まで | 2,900 | 3,100 | 6,200 | 9,900 |
| | 5号給から8号給まで | 3,000 | 3,300 | 6,400 | 10,100 |
| | 9号給から12号給まで | 3,100 | 3,500 | 6,700 | 10,400 |
| | 13号給から16号給まで | 3,200 | 3,600 | 7,100 | 10,600 |
| | 17号給から20号給まで | 3,400 | 3,800 | 7,400 | 10,800 |
| | 21号給から24号給まで | 3,600 | 4,100 | 7,600 | 11,000 |
| | 25号給から28号給まで | 3,800 | 4,200 | 7,900 | 11,200 |
| | 29号給から32号給まで | 3,900 | 4,400 | 8,100 | 11,300 |
| | 33号給から36号給まで | 4,100 | 4,600 | 8,300 | 11,500 |
| | 37号給から40号給まで | 4,300 | 4,800 | 8,600 | 11,700 |
| | 41号給から44号給まで | 4,500 | 5,100 | 8,700 | |
| | 45号給から48号給まで | 4,600 | 5,400 | 9,000 | |
| | 49号給から52号給まで | 4,800 | 5,600 | 9,200 | |
| | 53号給から56号給まで | 4,900 | 6,000 | 9,400 | |
| | 57号給から60号給まで | 5,100 | 6,300 | 9,700 | |
| | 61号給から64号給まで | 5,300 | 6,500 | 9,900 | |
| | 65号給から68号給まで | 5,400 | 6,900 | 10,100 | |
| | 69号給から72号給まで | 5,600 | 7,200 | 10,200 | |
| | 73号給から76号給まで | 5,700 | 7,500 | 10,400 | |
| | 77号給から80号給まで | 5,900 | 7,700 | 10,600 | |
| | 81号給から84号給まで | 6,000 | 7,900 | 10,700 | |
| | 85号給から88号給まで | 6,100 | 8,100 | 10,800 | |
| | 89号給から92号給まで | 6,300 | 8,300 | 10,900 | |
| | 93号給から96号給まで | 6,400 | 8,500 | 11,100 | |
| | 97号給から100号給まで | 6,500 | 8,700 | | |
| | 101号給から104号給まで | 6,600 | 8,900 | | |
| | 105号給から108号給まで | 6,700 | 9,100 | | |
| | 109号給から112号給まで | 6,700 | 9,300 | | |
| | 113号給から116号給まで | 6,800 | 9,400 | | |
| | 117号給から120号給まで | 6,900 | 9,600 | | |
| 121号給から124号給まで | 6,900 | 9,700 | | | |
| 125号給から128号給まで | 7,000 | 9,800 | | | |
| 129号給から132号給まで | | 10,000 | | | |
| 133号給から136号給まで | | 10,100 | | | |
| 137号給から140号給まで | | 10,200 | | | |
| 141号給から144号給まで | | 10,200 | | | |
| 145号給から148号給まで | | 10,300 | | | |
| 149号給 | | 10,400 | | | |
| 再任用 職 員 | | 4,600 | 5,600 | 7,400 | 9,400 |

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける職員

| 職員の 区 分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|--|----------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 | 1号給から4号給まで | 2,900 | 3,600 | 7,400 | 9,900 |
| | 5号給から8号給まで | 3,000 | 3,800 | 7,600 | 10,100 |
| | 9号給から12号給まで | 3,100 | 4,100 | 7,900 | 10,400 |
| | 13号給から16号給まで | 3,200 | 4,200 | 8,100 | 10,600 |
| | 17号給から20号給まで | 3,400 | 4,400 | 8,300 | 10,800 |
| | 21号給から24号給まで | 3,600 | 4,600 | 8,600 | 11,000 |
| | 25号給から28号給まで | 3,800 | 4,800 | 8,700 | 11,200 |
| | 29号給から32号給まで | 3,900 | 5,100 | 9,000 | 11,300 |
| | 33号給から36号給まで | 4,100 | 5,400 | 9,200 | 11,500 |
| | 37号給から40号給まで | 4,300 | 5,600 | 9,400 | 11,700 |
| | 41号給から44号給まで | 4,500 | 6,000 | 9,700 | |
| | 45号給から48号給まで | 4,600 | 6,300 | 9,900 | |
| | 49号給から52号給まで | 4,800 | 6,500 | 10,100 | |
| | 53号給から56号給まで | 4,900 | 6,900 | 10,200 | |
| | 57号給から60号給まで | 5,100 | 7,200 | 10,400 | |
| | 61号給から64号給まで | 5,300 | 7,500 | 10,600 | |
| | 65号給から68号給まで | 5,400 | 7,700 | 10,700 | |
| | 69号給から72号給まで | 5,600 | 7,900 | 10,800 | |
| | 73号給から76号給まで | 5,700 | 8,100 | 10,900 | |
| | 77号給から80号給まで | 5,900 | 8,300 | 11,100 | |
| | 81号給から84号給まで | 6,000 | 8,500 | | |
| | 85号給から88号給まで | 6,100 | 8,700 | | |
| | 89号給から92号給まで | 6,300 | 8,900 | | |
| | 93号給から96号給まで | 6,400 | 9,100 | | |
| | 97号給から100号給まで | 6,500 | 9,300 | | |
| | 101号給から104号給まで | 6,600 | 9,400 | | |
| | 105号給から108号給まで | 6,700 | 9,600 | | |
| | 109号給から112号給まで | 6,700 | 9,700 | | |
| | 113号給から116号給まで | 6,800 | 9,800 | | |
| | 117号給から120号給まで | 6,900 | 10,000 | | |
| 121号給から124号給まで | 6,900 | 10,100 | | | |
| 125号給から128号給まで | 7,000 | 10,200 | | | |
| 129号給から132号給まで | 7,100 | 10,200 | | | |
| 133号給から136号給まで | 7,200 | 10,300 | | | |
| 137号給から140号給まで | 7,200 | 10,400 | | | |
| 141号給から144号給まで | 7,300 | | | | |
| 145号給から148号給まで | 7,400 | | | | |
| 149号給から152号給まで | 7,500 | | | | |
| 153号給 | 7,500 | | | | |
| 再任用 職員 | | 4,600 | 5,600 | 7,400 | 9,400 |

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

正 誤

ページ

行

誤

正

平成21年11月30日（号外第2号）公布の教育委員会規則第14号（市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

5

10

第四条第1項中

第四条第1項各号列記以外の部分中

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄